

日本学生支援機構奨学生 各位

奨学金継続願の手続きについて

このことについて、当該学生は関係書類を受領のうえ、下記のとおり継続貸与の手続きを行うこと。

なお、期限までに手続きを行わなかった者は、平成20年4月分以降の奨学金貸与が交付停止・打切りとなるので、留意すること。

記

1. 書類の受領先
教育学部・教育学研究科教務係
2. 手続き方法
インターネットによる手続き
3. 手続き期間
平成19年12月20日(木) から
平成20年 2月 8日(金) まで **【厳守】**

平成19年12月17日

教 育 学 部 長
教 育 学 研 究 科 長
教育情報学教育部長